議案第８４号

築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和８年１２月１日

築上町長　　古　市　照　雄

理由

特別職の職員で非常勤のものの築上町内における旅行の費用弁償を支給するため、条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

築上町条例第　　号

築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年築上町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「なお」を「第２項及び前項の規定にかかわらず」に、「別表第２のとおり」を「同表の定めるところにより」に改め、同項前段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第２項及び前項に規定する費用が同表に定める費用弁償の額を超える場合は、その超える部分の相当額を弁償することができる。

第５条中第２項を第７項とし、第１項の次に次の５項を加える。

２　特別職の職員の築上町内における旅行については、前項の規定にかかわらず、築上町旅費に関する条例（平成18年築上町条例第43号）第20条の規定は適用せず、公共交通機関等（道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車及び町長が認めた場合で、同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車を含む。）を利用した場合は、その料金の実費額を支給することとし、自動車その他原動機付の交通用具（以下「自家用車等」という。）を使用した場合は、自家用車等の燃料費等に充てるための費用（以下「車賃」という。）を支給する。ただし、別表第１に定める鳥獣被害対策実施隊員の職にある者の費用弁償については別に定める。

３　前項の規定により支給する車賃は、全路程を通算して計算する１キロメートルにつき37円の範囲内で規則で定める額とする。

４　前項の規定により通算した路程に１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

５　前３項に規定するもののほか、自家用車等により旅行する場合の支給方法については、規則で定める。

６　第１項及び第２項に規定するもののほか、特別職の職員がその職務を行うために要した費用は、その相当額を弁償することができる。

別表第２中「第２項」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の築上町特別職の職員で非常勤の

ものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。

新旧対照表

○築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

新	旧
（費用弁償） 第５条　（略） ２　特別職の職員の築上町内における旅行については、前項の規定にかかわらず、築上町旅費に関する条例（平成18年築上町条例第43号）第20条の規定は適用せず、公共交通機関等（道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車及び町長が認めた場合で、同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車を含む。）を利用した場合は、その料金の実費額を支給することとし、自動車その他原動機付の交通用具（以下「自家用車等」という。）を使用した場合は、自家用車等の燃料費等に充てるための費用（以下「車賃」という。）を支給する。ただし、別表第１に定める鳥獣被害対策実施隊員の職にある者の費用弁償については別に定める。 ３　前項の規定により支給する車賃は、全路程を通算して計算する１キロメートルにつき37円の範囲内で規則で定める額とする。 ４　前項の規定により通算した路程に１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。 ５　前３項に規定するもののほか、自家用車等により旅行する場合の支給方法については、規則で定める。 ６　第１項及び第２項に規定するもののほか、特別職の職員がその職務を行うために要した費用は、その相当額を弁償することができる。 ７　第２項及び前項の規定にかかわらず、別表第２に定める委員については、同表の定めるところにより支給する。ただし、第２項及び前項に規定する費用が同表に定める費用弁償の額を超える場合は、その超える部分の相当額を弁償することができる。	（費用弁償） 第５条　（略） ２　前項に規定するもののほか、特別職の職員がその職務を行うために要した費用は、その相当額を弁償することができる。なお、別表第２に定める委員については、別表第２のとおり支給する。
別表第２（第５条関係）	別表第２（第５条第２項関係）
（略）	（略）